

環境委員会資料

1 所管理事者の紹介及び事業概要の説明

資料3 事業概要

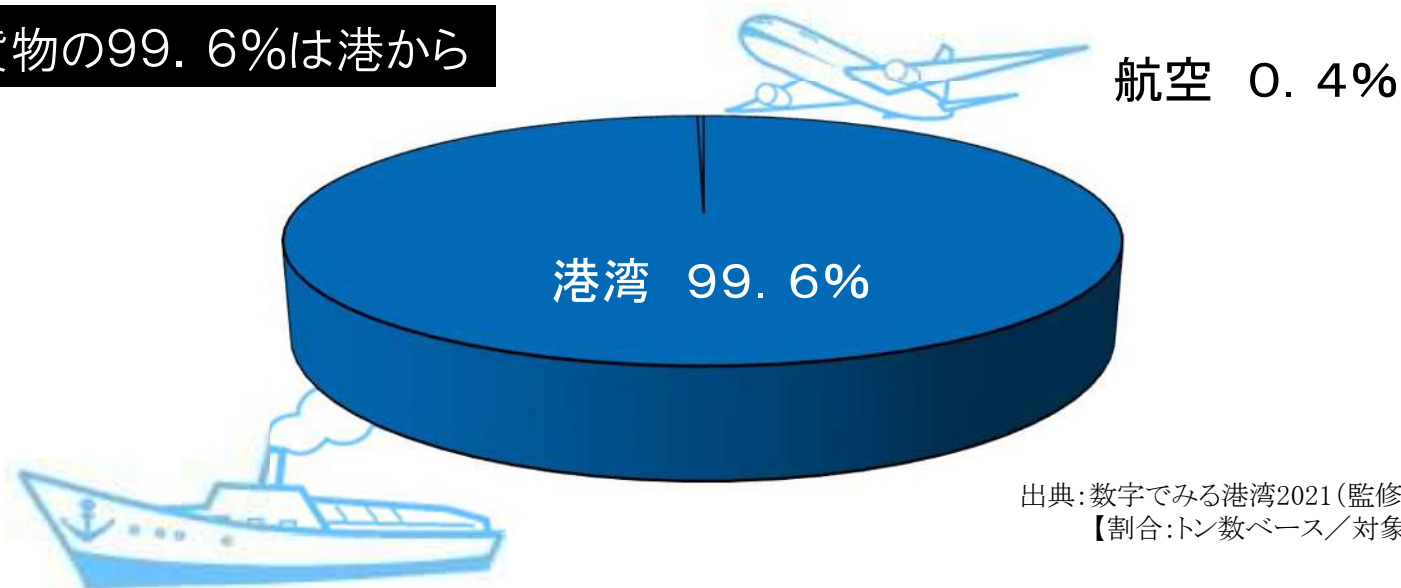
港 湾 局

(令和4年4月15日)

事業概要

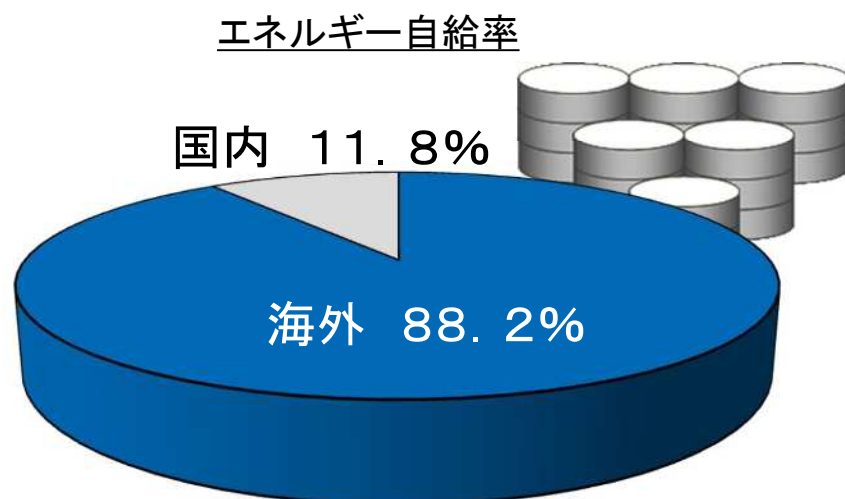
令和4年 4月
川崎市 港湾局

輸出入貨物の99.6%は港から



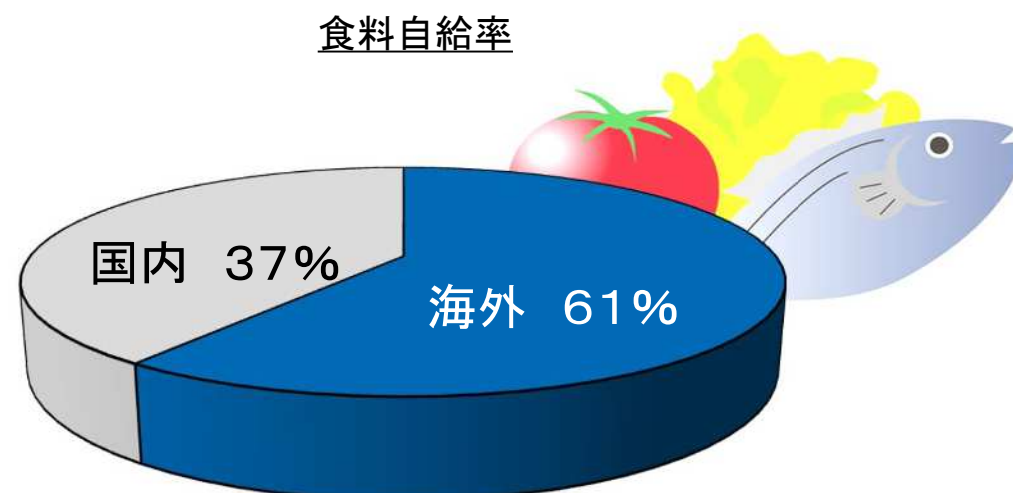
出典: 数字でみる港湾2021(監修:国土交通省港湾局)
【割合:トン数ベース/対象年:令和元年】

エネルギーの約9割は海外から



出典: 日本のエネルギー 2020年度版(経済産業省資源エネルギー庁)
【対象年:平成30年度 確報値】

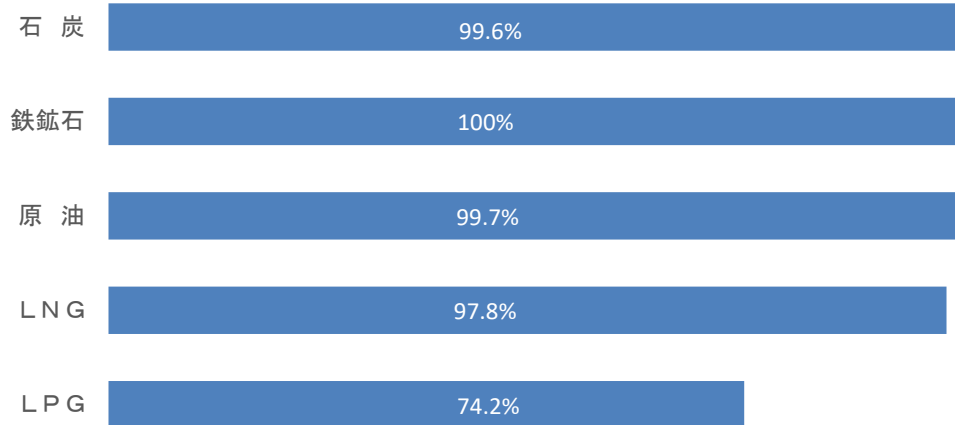
食料の6割以上は海外から



出典: 農林水産省HP「日本の食料自給率」
【割合:カロリーベース/対象年:令和2年度】

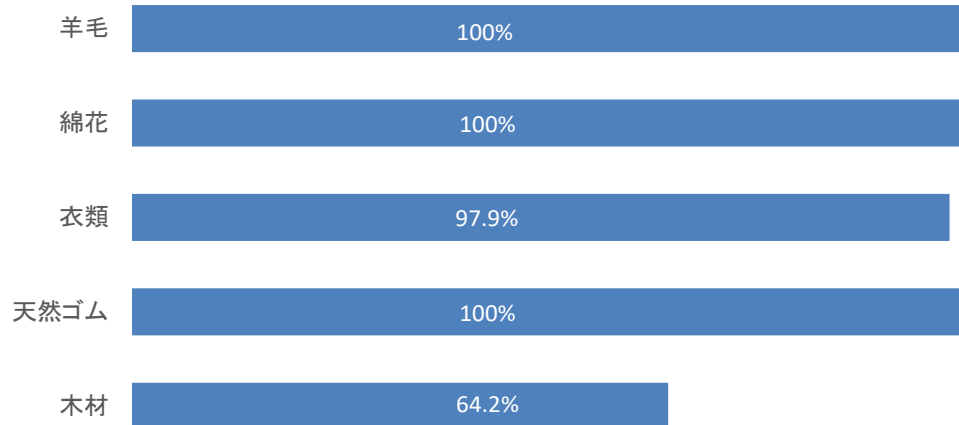
主な資源・物資の対外依存度

【エネルギー資源】



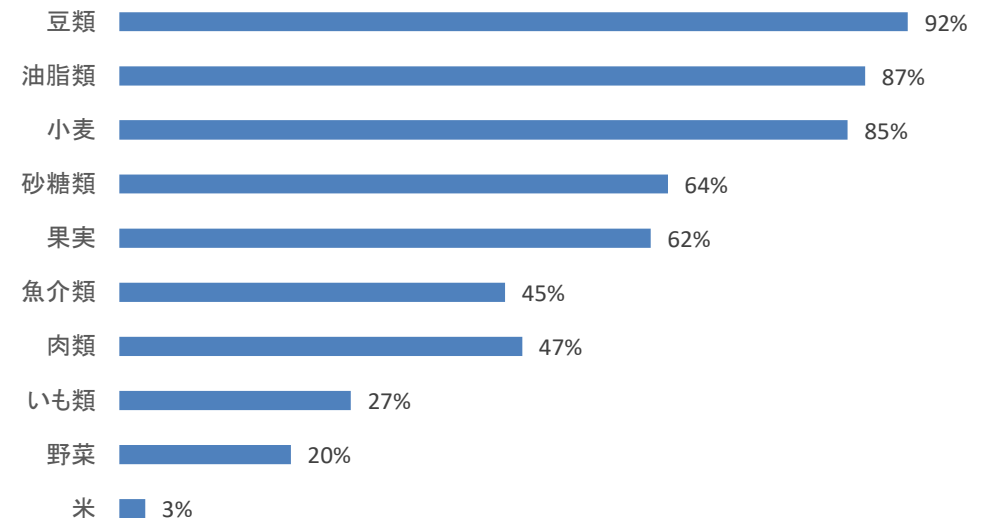
出典: エネルギー白書2021(経済産業省 資源エネルギー庁)
日本の海運 SHIPPING NOW2021-2022(公益財団法人: 日本海事広報協会)

【衣・住 関連物資】

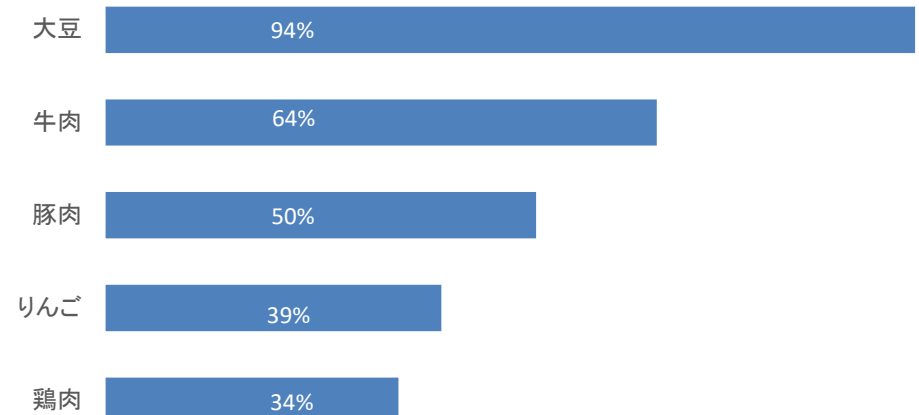


出典: 令和2年 木材需給表(農林水産省 林野庁)
日本の海運 SHIPPING NOW2021-2022(公益財団法人: 日本海事広報協会)

【食 関連物資】



＝具体的な品目＝



出典: 令和2年度 食料需給表(農林水産省)

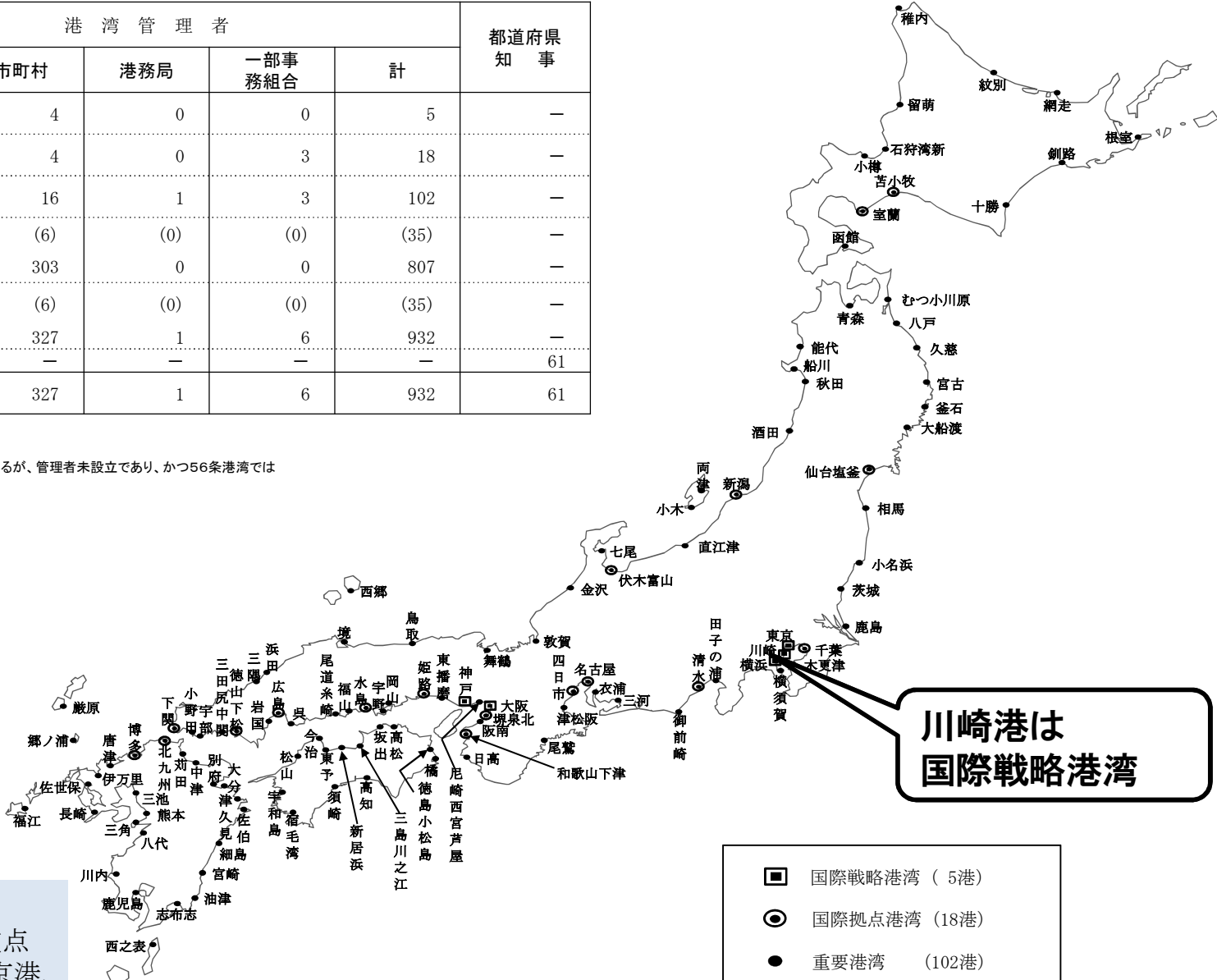


令和3年4月1日現在

区 分	総数	港 湾 管 理 者					都道府県 知 事
		都道府県	市町村	港務局	一部事 務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重 要 港 湾	102	82	16	1	3	102	—
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
地 方 港 湾	807	504	303	0	0	807	—
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
計	932	598	327	1	6	932	—
5 6 条 港 湾	61	—	—	—	—	—	61
合 計	993	598	327	1	6	932	61

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

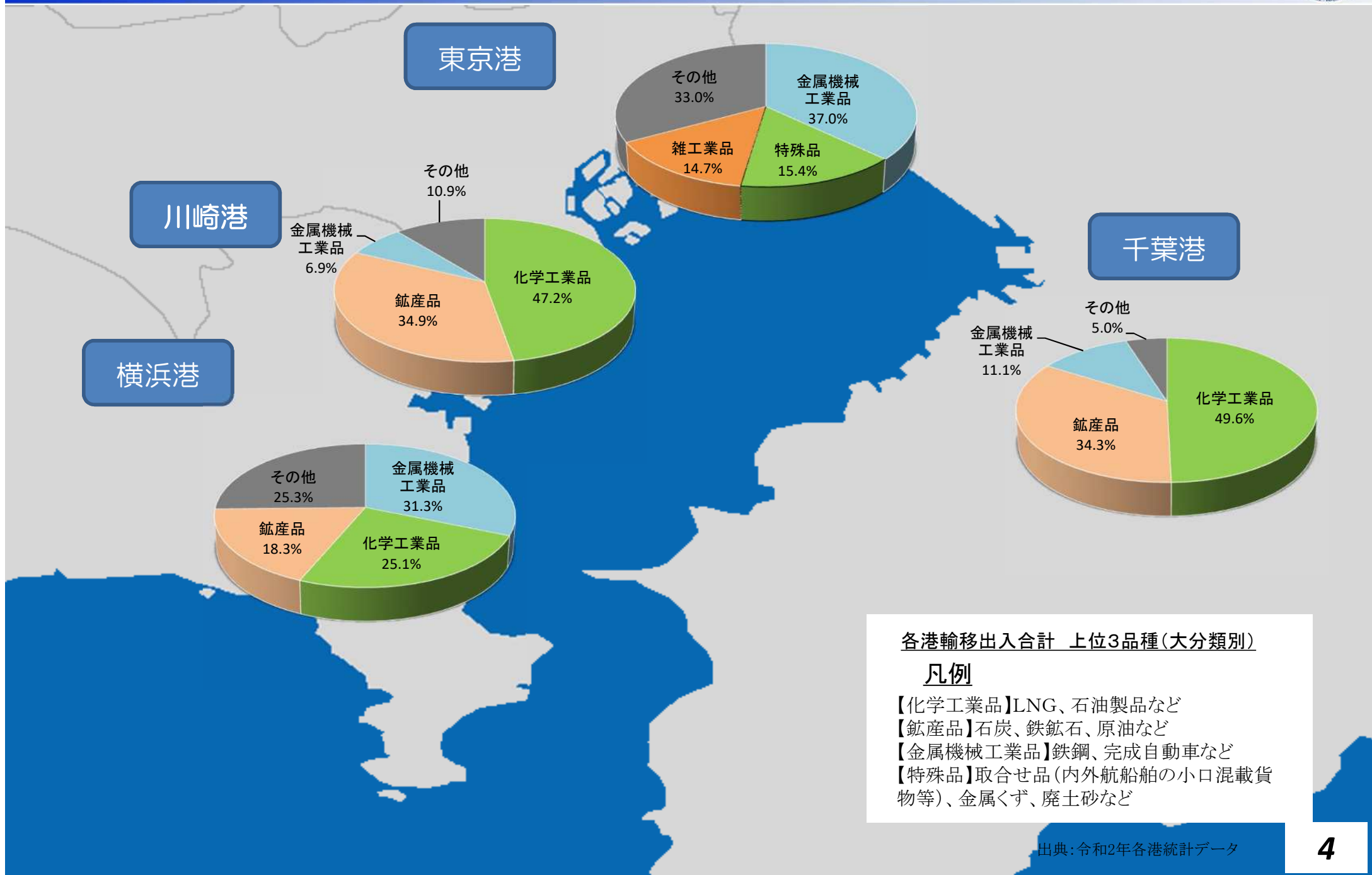
(注) 東京都の洞輪沢港は避難港指定を受けているが、管理者未設立であり、かつ56条港湾ではないので本表より除く。



【国際戦略港湾とは】

国際戦略港湾は、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾で、国内では、東京港、横浜港、川崎港、大阪港、神戸港の5港が指定されています。

川崎港の特色



川崎港の取扱貨物



港湾取扱貨物量ランキング(令和2年)

(単位: 万トン)

順位	港名称	合計	輸出	輸入	内貿
1	名古屋	16,855	4,105	6,657	6,092
2	千葉	13,401	884	7,131	5,386
3	苫小牧	10,030	90	1,291	8,649
4	横浜	9,362	2,388	4,133	2,841
5	北九州	8,846	734	2,055	6,057
6	神戸	8,288	1,998	2,628	3,662
7	東京	8,087	1,188	3,449	3,450
8	大阪	8,055	836	2,591	4,627
9	水島	7,128	806	3,321	3,002
10	川崎	6,763	598	4,030	2,135
11	堺泉北	6,508	340	1,990	4,178
12	大分	6,167	641	2,642	2,883
13	四日市	5,627	375	3,274	1,978
14	木更津	5,210	274	3,570	1,366
15	鹿島	4,850	455	3,036	1,360
16	喜入	4,839	258	2,424	2,157
17	徳山下松	4,633	316	1,455	2,862
18	仙台塩釜	4,046	134	1,208	2,704
19	福山	3,875	705	2,217	953
20	茨城	3,572	320	924	2,328

出典: 国交省港湾統計年報(令和2年)



川崎港の取扱貨物量
(令和2年)は全国 **第10位**

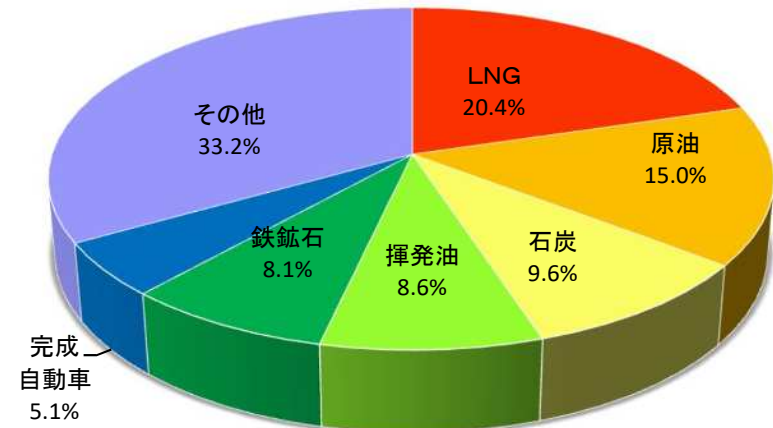
貿易額(令和3年分)

出典: 川崎港貿易概況(2021年分)

輸出額 **1兆39億2百万円**
輸入額 **2兆4,891億83百万円**

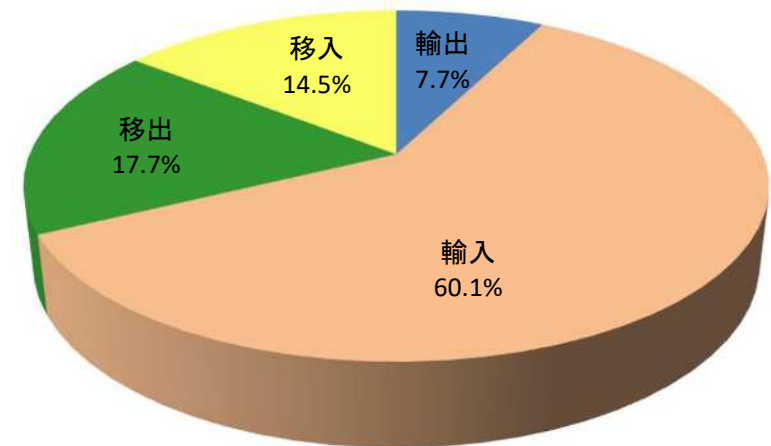
取扱貨物の種類

輸移出入合計 上位6品種(中分類別)



出典: 川崎港港湾調査 速報集計結果(令和3年)

出入貨物の割合



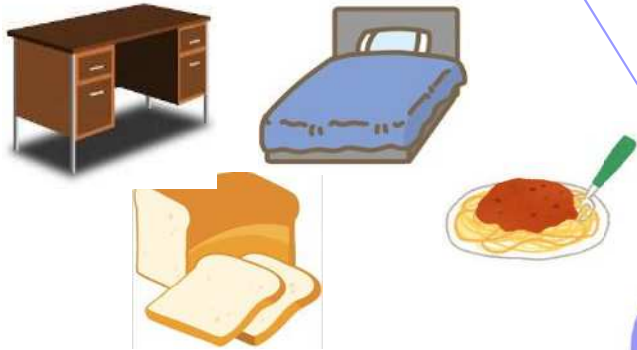
出典: 川崎港港湾調査 速報集計結果(令和3年)

市民生活に身近な川崎港



取扱貨物の種類

家具や雑貨、小麦、冷凍食品など日常生活に身近な商品



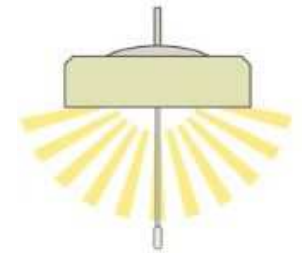
川崎港の冷凍冷蔵倉庫群の設備能力は約100万トン
首都圏(1都7県)4,400万人の食を支えています

出典: 神奈川県冷蔵倉庫協会HP
総務省統計局HP

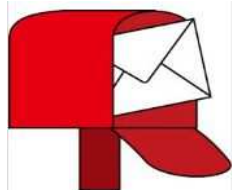


川崎臨海部の発電能力は約830万kW
一般家庭の消費電力は首都圏で約769万kW

出典: 川崎市臨海部国際戦略本部
(令和2年2月現在)



- ・川崎臨海部の工場で1日に生産される小麦粉は約1,500トン
(国内で生産される小麦粉の1割)
※食パン600万斤分
または、うどん 1,800万食分に相当
- ・海外との間で輸出入されている船便の国際郵便物及び小包は全て川崎港を經由



完成自動車
5.1%



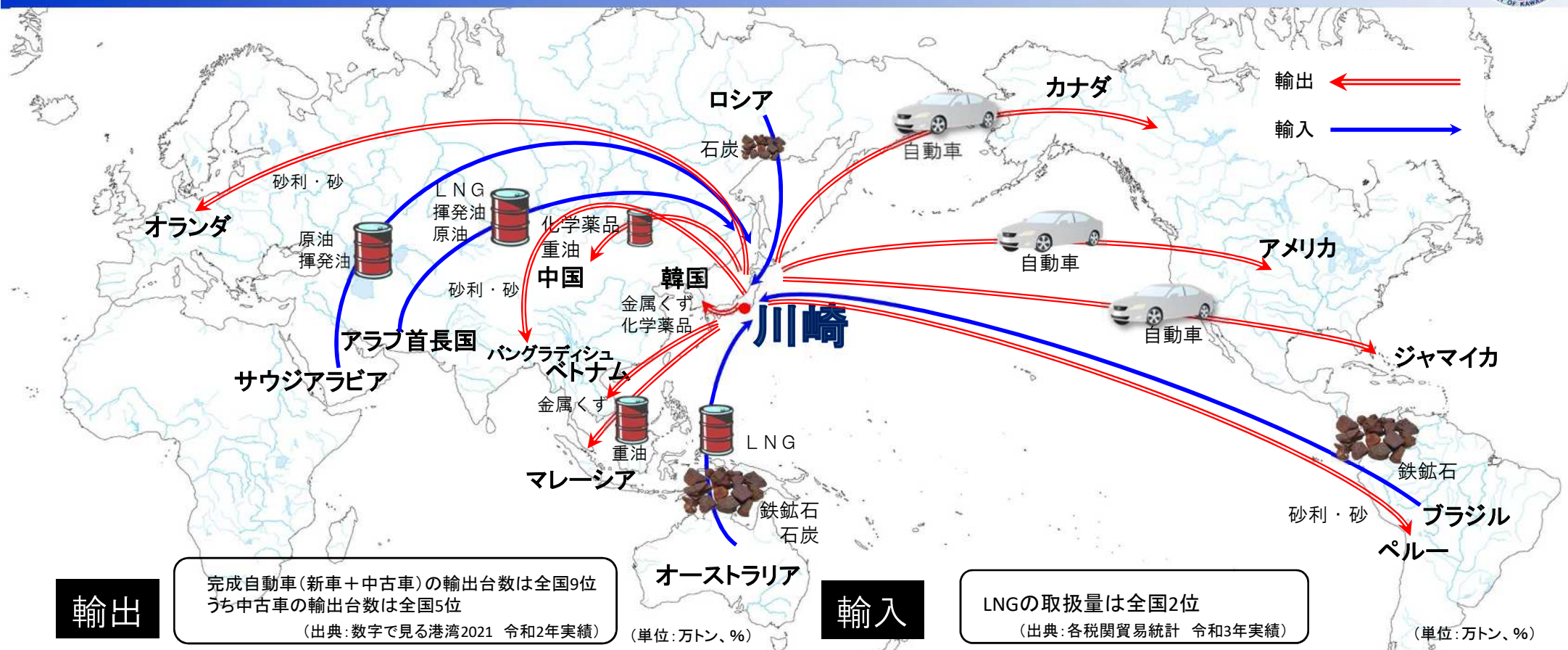
出典: 川崎港港湾調査 速報集計結果(令和3年)

多くの電力を供給し、ガソリンや灯油など様々な燃料として利用

建築、自動車、家電など日常生活に利用される鋼板



川崎港と世界のむすびつき



品 種	令和3年		主な仕向国		
	数量(万トン)	構成比(%)	1	2	3
完成自動車	139	25.2	アメリカ (64%)	カナダ (17%)	ジャマイカ (9%)
化学薬品	109	19.8	中国 (71%)	韓国 (14%)	台湾 (11%)
金属くず	96	17.3	ベトナム (50%)	韓国 (25%)	中国 (13%)
重油	68	12.4	シンガポール (40%)	マレーシア (34%)	中国 (12%)
砂利・砂	46	8.4	バングラデシュ (37%)	オランダ (19%)	ペルー (17%)
その他	93	16.9	-	-	-
総 合 計	552	100.0	中国 (20%)	アメリカ (20%)	韓国 (12%)

品 種	令和3年		主な仕向国		
	数量(万トン)	構成比(%)	1	2	3
LNG	1,464	33.8	オーストラリア (42%)	カタール (12%)	アラブ首長国 (12%)
原油	1,016	23.5	サウジアラビア (35%)	アラブ首長国 (34%)	クウェート (12%)
鉄 鉱 石	581	13.4	オーストラリア (49%)	ブラジル (28%)	中国 (13%)
石 炭	481	11.1	オーストラリア (66%)	インドネシア (15%)	ロシア (10%)
揮 発 油	281	6.5	アラブ首長国 (23%)	サウジアラビア (21%)	カタール (13%)
その他	504	11.6	-	-	-
総 合 計	4,327	100.0	オーストラリア (29%)	アラブ首長国 (13%)	サウジアラビア (10%)

港湾局の業務について

1 港湾管理者について

港湾管理者とは、港湾法に基づき港湾の開発、利用及び管理に関する責任を負い、それに必要な業務を遂行する者のことです。

港湾を管理する者として、港湾法は独立した法人格である港務局、地方公共団体のいずれかであるとしており、また、各港湾には、ひとつの港湾管理者しか存在することができません。

川崎港では、昭和26年（1951年）6月1日に川崎市が港湾管理者となり、以降、港湾の管理運営を行っております。

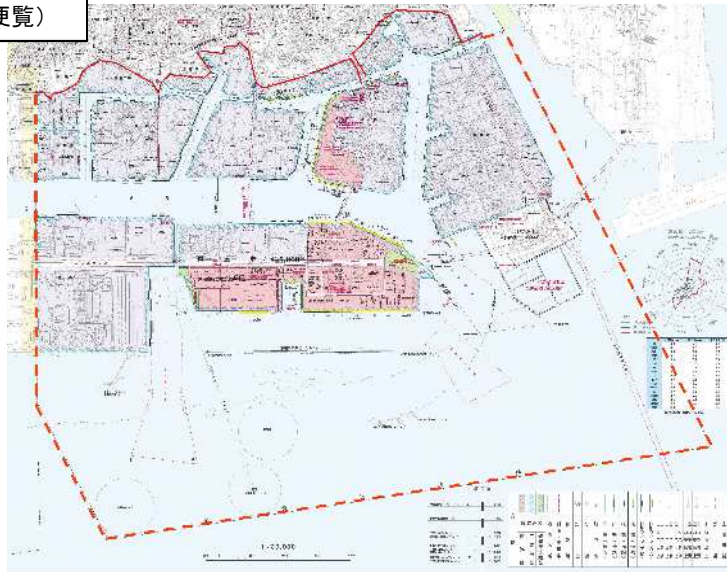
2 港湾管理者の管理区域について

港湾区域：港湾管理者の設立に伴い、その港湾としての管理運営上必要な（----）**水域**として設定される区域をいいます。港湾区域とされることでその港湾としての公物管理権は港湾管理者に帰属することになります。

臨港地区：港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能（—）すべき**陸地**。港湾管理者は、臨港地区内に分区を指定し、構築物の用途規制を行うことができます。
川崎港では、「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」によって、次の3分区を定めています。

- | | | | | | |
|---|-----|---|------|---|--------|
| 1 | 商港区 | 2 | 工業港区 | 3 | 修景厚生港区 |
|---|-----|---|------|---|--------|

川崎港(出典:川崎港便覧)



凡 例		臨港地区
		商港区
		工業港区
		修景厚生港区

3 主な業務について

港湾管理者は、港湾法の目的にある「港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ること」に従って、港湾の開発、利用及び保安に関する業務を行うこととされています。川崎市港湾局で行っている主な業務は以下のとおりです。

(1) 港湾法の規定に基づくもの

<第12条関係(抜粋)>

- ① **港湾計画を作成すること**(1号)
- ② **港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持すること**(2号)
例) 海面清掃、港湾施設の修理、廃船等の除去等
- ③ **港湾の開発、利用及び保安並びに港湾隣接地域の保安のため港湾施設の建設・改良に関する港湾工事を行うこと**(3号)
- ④ **水域施設の使用規制を行うこと**(4号の2)
- ⑤ **船舶に対し係留場所の指定その他使用に関し規制を行うこと**(5号)
- ⑥ **入出港届の受理を行うこと**(5号の2)
- ⑦ **港湾に関する調査研究、統計資料等を作成すること**(7号)
- ⑧ **他の者によって適当かつ十分に提供されない場合において、船舶に対する給水、離着岸の補助等を行うこと**(8号)
- ⑨ **管理する上屋、荷役機械等の使用規制を行うこと**(10号)
- ⑩ **廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、廃油処理施設、排出ガス処理施設を管理運営すること**(11の3号)
- ⑪ **福利厚生施設の設置又は管理**(12号) など

<その他>

- ① 港湾区域内の工事等の許可(第37条)
- ② **放置等禁止区域の指定及び廃止**(第37条の11)
- ③ 臨港地区内における行為の届出等(第38条の2)
- ④ 分区の指定(第39条) など

(2) 条例等に基づくもの

<川崎市港湾施設条例>

- ① 港湾施設等の利用許可(第3条) など
- ② 係船岸壁、上屋等の使用料の徴収(第13条) など

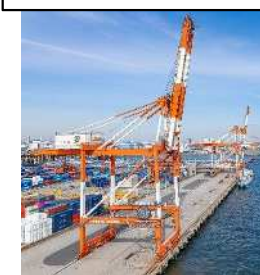
<国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律>(改正SOLAS条約関連)

- ① **ふ頭の保安措置** 例) 警備員による監視、海上からの巡視等 など

船舶給水の様子



荷役機械(ガントリークレーン)



千鳥町の上屋



川崎港長期構想と川崎港港湾計画の改訂について



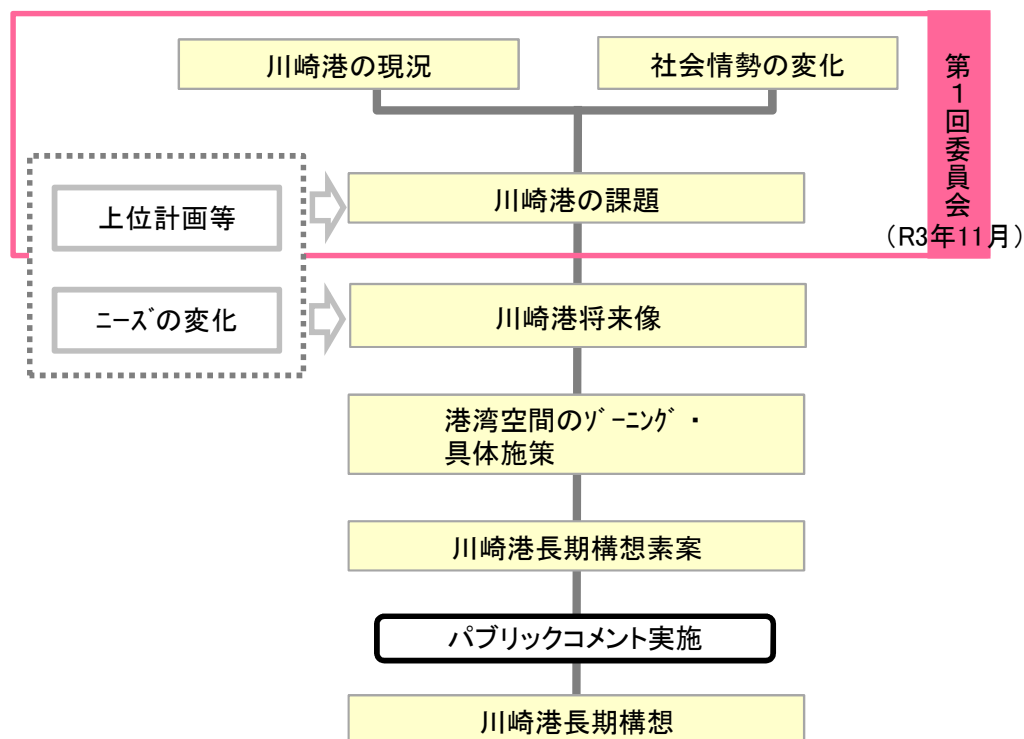
川崎港長期構想について

- 川崎港長期構想とは、長期的視野に立った川崎港の将来像やその実現に向けた取組の方向性等を構想としてとりまとめるものである。
- 港湾局では、平成10年に川崎港長期構想を策定しており、川崎港を「工業港の有する機能を活かしながら、高度な物流拠点とする総合港湾」と位置づけ、関連する取組を進めているところである。
- 近年、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組の加速化や、デジタル技術のさらなる進展など、港湾を巡る社会経済情勢が大きく変化していることから、それらに対応するため、川崎港長期構想の改訂が必要。

改訂にあたっての検討手法

- 検討にあたっては、検討会を設置し、港湾利用者、行政機関、学識など様々な関係者の意見を踏まえ、内容をとりまとめる。

<検討フロー>



川崎港港湾計画について

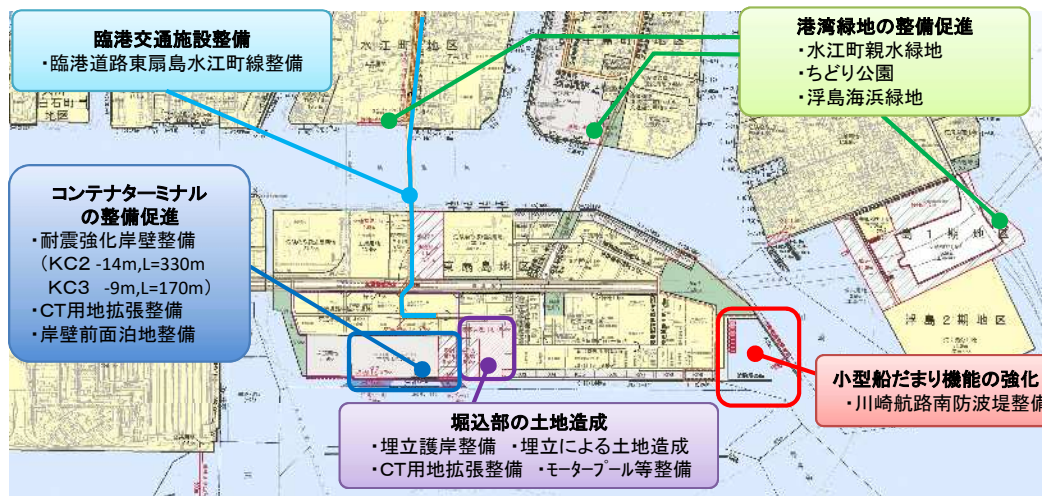
- 港湾計画とは、港湾空間（陸域・水域）において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画（港湾法第3条の3に規定された法定計画）。
- 川崎港港湾計画は平成26年に改訂し、概ね10～15年先である平成30年代後半を目標年次としている。

港湾計画（平成26年改訂）の方針

首都圏の産業の競争力を高め、産業・雇用・暮らしを守り発展させることを目指して、“**産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献する川崎港**”を実現するため、以下の方針のもと、港湾計画を改訂している。

- ・【産業・物流機能】 港湾機能の再編・拡充による物流機能の強化
- ・【防災機能】 大規模地震発生時の支援機能の強化
- ・【エネルギー機能】 エネルギー供給機能の維持・支援
- ・【環境・交流機能】 港湾空間の特色を活かしたアメニティ空間の充実

港湾施設計画



港湾計画の次期改訂

- 川崎港を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、長期構想の検討状況を踏まえ、港湾計画の次期改訂を検討中。

コンテナ定期航路とコンテナ貨物取扱量の増加

○川崎港の振興、発展のため「川崎港戦略港湾推進協議会」を中心に、官民一体となって国内外の荷主や船社に対して積極的な誘致活動を行っています。

○平成24年以降の航路開設に伴い、中国・東南アジアとの輸出入を中心に順調に取扱貨物量が増加しており、公共ふ頭におけるコンテナ貨物取扱量は令和2年まで6年連続で過去最高を記録してきました。

○平成30年にはタイ航路をはじめとする4航路が開設された結果、東扇島冷蔵冷凍倉庫群との更なる相乗効果が生まれています。

○令和3年は新型コロナウイルス感染症等による国内外の生産、消費活動への影響等により、コンテナ貨物取扱量が減少しましたが、今後も、横浜川崎国際港湾株式会社(YKIP)と連携しながら、補助制度等を活用しつつ、新規航路開設・コンテナ貨物取扱量増への取り組みを進めてまいります。

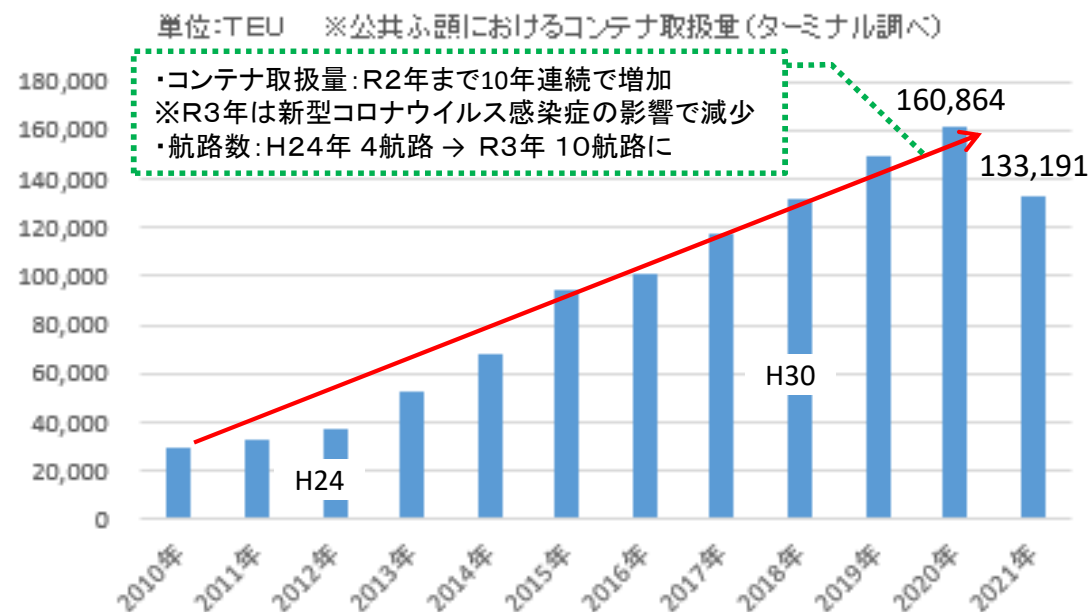
単位:TEU ※公共ふ頭におけるコンテナ取扱量(ターミナル調べ)

今後も増大するアジアの輸入貨物の取扱拠点機能を担う

コンテナ定期航路の寄港地



内航コンテナ航路として
名古屋港、四日市港、
広島港、岩国港、大分港
を結んでいます。



コンテナの主要品目と主な仕出仕向国(令和3年)

＜輸入＞					＜輸出＞				
品目		主な仕出国		(トン)	品目		主な仕向国		(トン)
1	家具装備品	中国	ベトナム	598,471	1	化学薬品	中国	台湾	51,727
2	その他日用品 (日用雑貨など)	中国	ベトナム	356,987	2	再利用資材 (古紙など)	中国	ベトナム	44,667
3	衣服・身廻品・はぎもの	ベトナム	中国	142,799	3	自動車部品	台湾	中国	38,718
4	製造食品 (冷凍食品など)	中国	タイ	107,276	4	合成樹脂など	マレーシア	シンガポール	35,537
5	合成樹脂など	ベトナム	タイ	43,415	5	取合せ品	中国	シンガポール	13,431

※公共ふ頭におけるコンテナ取扱量

出典:川崎港港湾調査 速報集計結果(令和3年) **10**

川崎港のコンテナ貨物補助制度



川崎港のコンテナ補助制度について(令和4年4月1日現在)

1 制度の概要

- ◆国際コンテナ戦略港湾である京浜港の国際競争力強化に向けた取組の一環として、平成23年度から実施
- ◆近年の川崎港コンテナターミナル取扱貨物量の増加に貢献
- ◆川崎港を取り巻く状況の変化に応じ、定期的に制度の見直しを実施
- ◆補助額(基本) 1FEU(※)あたり1万円、5千円又は3千円、上限額2千万円(1事業あたり) ※FEU:40フィートコンテナ1本を表す単位

2 制度の内容

◆9事業を実施

川崎港利用促進コンテナ貨物補助

荷主向け

① 新規事業

新たに川崎港コンテナターミナルを利用し、外国諸港湾又は国内諸港湾との間で海上コンテナ貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業

② 継続事業

前年度までに新規事業として補助金交付決定を受けた事業で、当該年度においても継続する事業。(事業を開始した日から3年を経過していない事業)

③ リーファー貨物促進事業

川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾の間でリーファー貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業

④ アジア貿易促進事業

川崎港コンテナターミナルと、アジアの諸港湾を直接結ぶ航路の維持等に重要な海上コンテナを輸出、輸入する事業

⑤ ラウンドユース促進事業

川崎港コンテナターミナルを基点として同一の海上コンテナを実入り往復陸送する事業

船社向け

⑥ 新規航路開設事業

川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾との間で、新たに定期航路を開設し、航路開設日から2年を経過していない事業

⑦ 航路改編事業

航路改編等により、川崎港コンテナターミナルと国内外の新たな寄港地との間で海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で、寄港を開始した日から2年を経過していない事業

⑧ 増加事業

⑥及び⑦の事業以外の寄港地と川崎港コンテナターミナルとの間で、海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で当該年度の取扱貨物量が前年度の取扱貨物量より増加する事業

川崎市市内中小企業利用促進コンテナ貨物補助

⑨ 市内中小企業補助

船舶(はしけを含む。)により川崎港コンテナターミナルにおいて海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業

市内中小企業補助制度については補助額 1TEUあたり5万円 上限額60万円

コンテナターミナルを核とした東扇島の物流機能の強化



東扇島の川崎港コンテナターミナルの背後には、かわさきファズ物流センターや「東扇島総合物流拠点地区」進出企業をはじめ物流施設が多く立地し、活発な物流活動が展開されています。東扇島地区全体の就労者は約1万1,000人、冷凍冷蔵倉庫の設備能力は約100万トンに達し、我が国随一の集積を誇っています。これらの施設と更なる連携を図り、東扇島のさらなる利用促進に向けた取組を進めていきます。

東扇島総合物流拠点

- 川崎港コンテナターミナル背後の約23haを、「東扇島総合物流拠点地区」に位置付け。
- 「東扇島総合物流拠点地区形成計画」に基づき、2期にわたって進出企業の公募を実施。高機能物流施設が進出し、コンテナターミナル近接という特徴を活かした事業展開を行っている。
- 約2,500人が就労。
(令和3年3月時点)

かわさきファズ物流センター

- 冷凍冷蔵倉庫のほか、高圧電力、蒸気、排水施設等の設備を備え、様々な流通加工に対応可能な総合物流センター
- A、B、C棟の全3棟、延床面積は合計23万㎡。施設全体が総合保税地域。
- 施設の入居率100%、32社が入居。約2,000人が就労。
(令和3年3月時点)
- 東扇島総合物流拠点地区協議会の事務局として、地区のリーディングカンパニーとしての役割を担う。

進出事業者一覧

企業名	施設概要
POSCO Japan PC(株)	鋼材の輸出入、保管、加工及び販売
山九(株)	日用雑貨等を取り扱う総合物流センター
(株)ニチレイロジグループ	冷凍冷蔵食品等の輸入・集配
(株)ヨコロジ	中古自動車の輸出及び通関代行
日本郵便(株)	郵便物(国際・国内)の配送センター
(株)松岡	冷凍冷蔵食品等の輸入・集配
山手冷蔵(株)	冷凍冷蔵食品等の輸入・集配
(株)マルハニチロ物流	冷凍冷蔵食品等の輸入・集配
荒井商事(株)	中古自動車のオークション及び輸出

川崎港コンテナターミナル

- 平成28年3月に横浜川崎国際港湾(株)が京浜港の港湾運営会社に指定され、横浜港・川崎港の一体的運営と京浜港の国際競争力強化に向けた取組を行っている。
- 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体の指定管理により運営。
- ターミナル概要(表)

面積	245,000㎡
ガントリークレーン	定格荷重40.6t×3基
トランスファークレーン	定格荷重40.6t×9基
岸壁	水深-14m、バース延長431m、エプロン幅20m
岸壁荷役	364日・24時間対応

コンテナ事業の推進について



1 令和7年度までの官民目標

市民生活・地域経済を支える川崎港のさらなる利用促進を図るため、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会にて令和2年12月に新たな目標を設定し、官民一体となって貨物量増加のための取組を推進しています。

【令和7年度までの官民目標】

令和7年度までに年間貨物量20万TEUを達成し、当該貨物量に対応できるよう、コンテナ関連施設の整備や荷役機械の導入など、ソフト・ハード両面で官民一体となった取組を行う。

2 コンテナ関連施設の整備

増加するコンテナ貨物に対応するため、コンテナ関連施設（バンプール・シャーシプール）の整備を進めます。（図1）

名称	概要	効果
バンプール	空コンテナ置場	隣接するコンテナターミナルと併せて機能することにより、コンテナ蔵置能力の向上に寄与
シャーシプール	コンテナ輸送トラック台車部分の駐車施設	ターミナル・物流施設間の輸送効率が向上し、港内物流の円滑化、荷主サービスの向上に寄与。（図2）

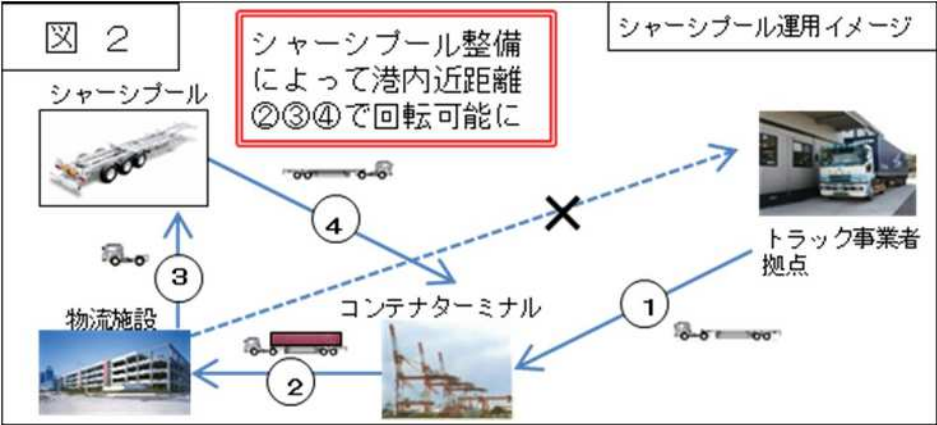
図1

コンテナ関連施設のイメージ

コンテナ関連施設のイメージ

コンテナターミナル

コンテナ1号



3 コンテナターミナルの管理運営

民間活力を導入し段階的な民営化を図るため、平成26年4月から指定管理者による管理・運営を実施しています。

コンテナ関連施設完成後（令和5年度中頃）については当該施設を指定管理対象施設に追加し、ターミナルとの一体的管理を目指します。

＜現在の指定管理状況＞

指定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
指定管理者	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体
業務内容	①施設の利用許可等に関する業務 ②施設の保守管理・軽易工事に関する業務などの管理業務 ③ポートセールスなどの集貨策

4 想定スケジュール

	R 4	R 5	R 6	R 7
貨物取扱目標	20万TEU			
コンテナ関連施設整備 (バンプール・シャーシプール)	整備工事	段階的 一部供用	全部供用	
指定管理期間	第3期指定 管理期間	第4期指定管理期間 ⇒コンテナ関連施設を追加		

臨港道路東扇島水江町線整備の推進



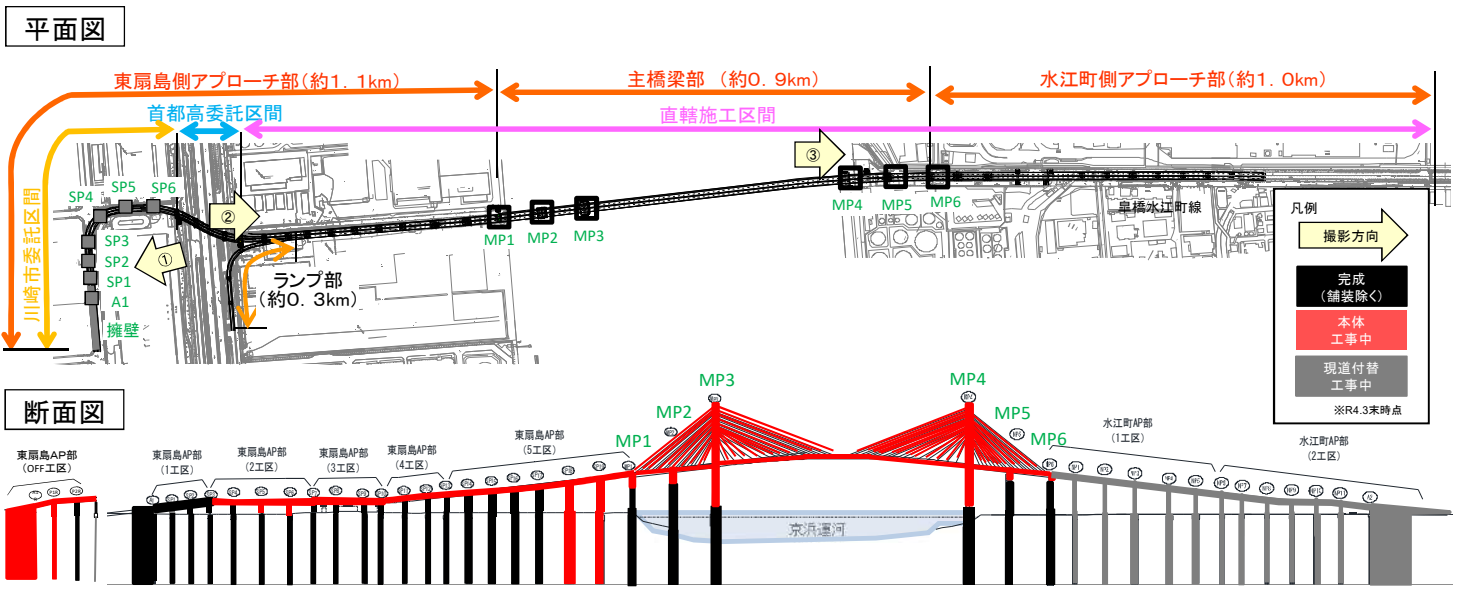
事業目的

東扇島～水江町地区臨港道路整備事業は、川崎港港湾計画に臨港交通施設として位置づけられ、京浜運河を挟む東扇島地区と水江町地区を橋梁で結びます。

本事業は、東扇島地区と内陸部との円滑な接続による**物流機能の強化**及び発災時の緊急物資輸送ルートの多重化を図ることによる**防災機能の強化**を目的としています。また、臨海部の自動車交通渋滞の緩和、朝夕の交通混雑の緩和により、通勤の利便性が向上し、東扇島に立地している**企業等の雇用の増加や業務の拡大**も期待されています。

事業概要

整備箇所：川崎港 東扇島～水江町
整備施設：臨港道路 延長3.0km
事業期間：平成21年度～令和5年度
総事業費：980億円
事業主体：国土交通省 関東地方整備局
道路規格：第4種第1級 往復4車線



① 東扇島AP部SP5,6 橋脚工施工状況



② 東扇島AP部SP10～17,P2R (令和3年11月施工完了) 橋脚工完成



③ 橋脚MP5,6 橋脚工施工状況

東扇島堀込部土地造成事業



【事業目的】

川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地等を確保するため、建設発生土を埋立用材として受入れ、新たに海面埋立による土地造成を行います。

【事業概要】

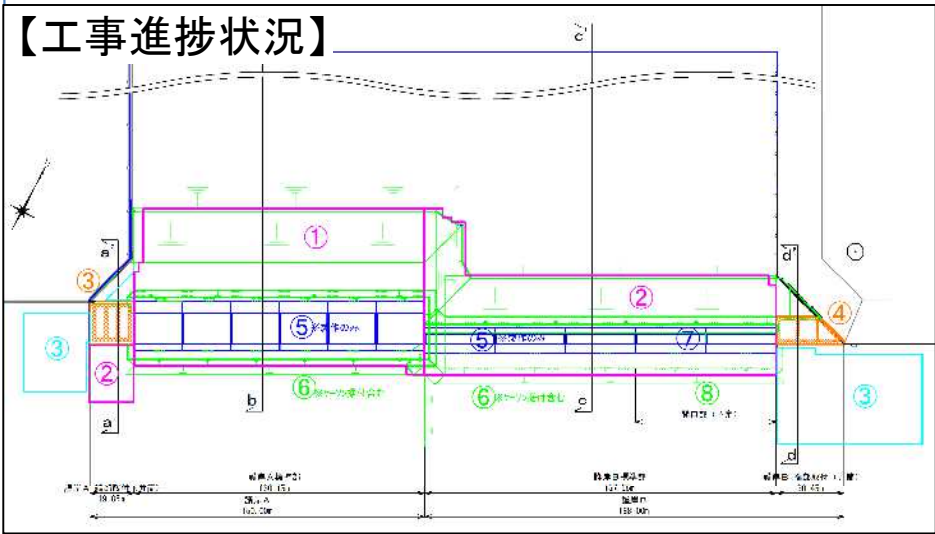
事業主体：川崎市
事業期間：平成29年度～令和9年度
埋立区域：川崎区東扇島地先の公有水面
埋立面積：約13.2ha
埋立用材：建設発生土
埋立土量：約140万m³



事業名	種別	概算額	備考
埋立事業	護岸築造工事費	128億円	JR東海負担
	埋立管理費	71億円	
	事務費	1億円	
基盤整備事業費		40億円	川崎市負担
合計		240億円	

※リニア中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要な護岸築造工事及び埋立管理等の費用は、東海旅客鉄道株式会社の負担とする。（平成30年3月基本協定締結）

【工事進捗状況】



- ①、②：地盤改良工(完了) ⑤、⑦：ケーソン製作工(⑤完了)
③、④：井筒式護岸築造工(完了) ⑥、⑧：護岸築造工(⑥施工中)
※⑦、⑧は開口部のため、海上投入による埋立の進捗にあわせて実施予定です。

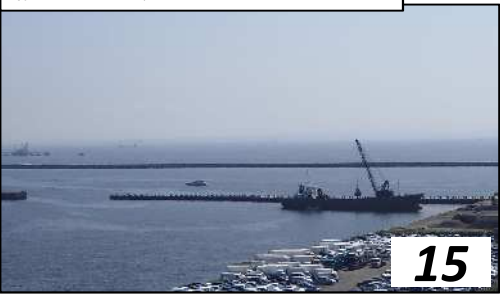
工事施工状況(令和4年3月現在)



護岸築造工(ケーソン据付)(令和2年2月)



護岸築造工(裏込工)(令和2年10月)



浮島2期地区埋立事業の推進



事業概要

浮島2期地区において、市内から発生する一般廃棄物や産業廃棄物、市内の公共事業等から発生する建設発生土や浚渫土を受入れる海面埋立処分場を適正に維持管理し、安定的な埋立処分を進めています。

主な事業内容

- ◆外周護岸の築造工事
- ◆ごみ等の廃棄物受入区域を囲む遮水護岸の維持工事
- ◆市内公共工事から発生する土砂の受入
- ◆近年頻発する自然災害で発生する災害土砂の調整・受入
- ◆埋立・土地造成作業
- ◆周辺海域の環境調査
- ◆建設発生土・浚渫土の受入券の発行及び受入料金の徴収

【一般・産業廃棄物】

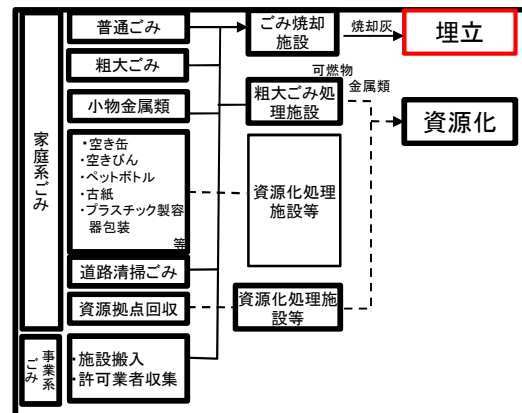
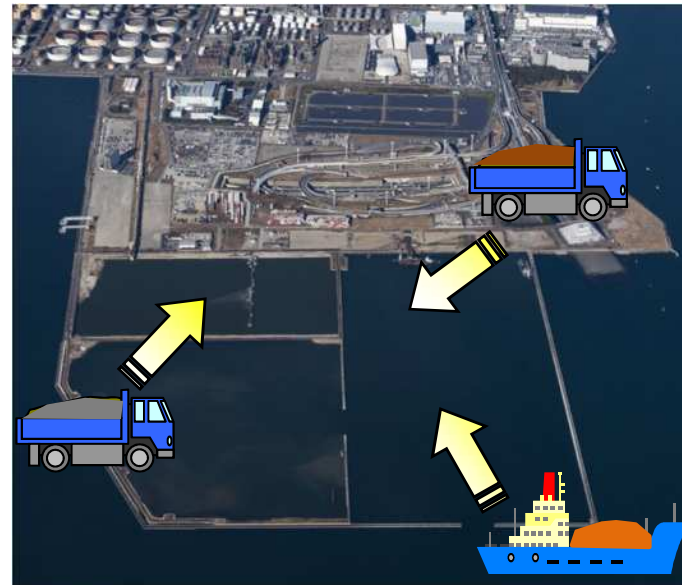


図 川崎市のごみ処理フロー
(出典：川崎市一般廃棄物処理基本計画)

持続的な市民生活等を支えるため、川崎港の用地造成に廃棄物等を活用



【建設発生土】

(例)

- ・川崎市役所本庁舎整備工事
- ・橋処理センター整備工事
- 等からの発生土砂

【浚渫土】

(例)

- ・台風の影響により多摩川に堆積した土砂の浚渫土
- ・港内水深維持のための浚渫土



日本へ上陸した台風第19号(令和元年東日本台風)通過後に、多摩川の中に土砂が堆積した箇所が見られています。そこで、河道管理上必要な箇所の土砂撤去を行います。

川崎港のカーボンニュートラル化に向けた取組



世界初のEVタンカー船の就航

昨年9月30日に、旭タンカー株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社と世界初のEVタンカー船を運航する事業を協力して推進するため、「川崎港における電気推進船の普及促進等に関する基本協定」を締結。

【本市の役割】

EVタンカーに給電する設備を設置するための港湾施設の利用を許可するなど、事業の推進に支障がないよう協力

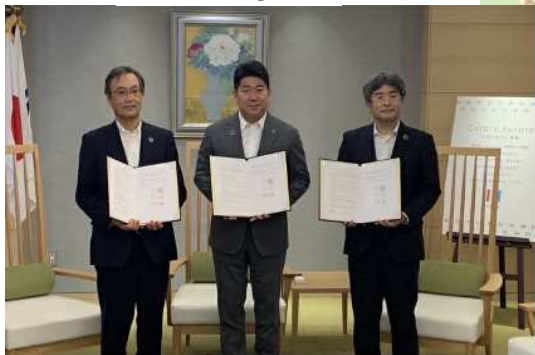


令和4年4月よりEVタンカー船が運航開始（世界初）

【期待される効果】

- ・電力供給システムが搭載され、災害時に供給可能
- ・CO2等のゼロエミッション化による環境負荷低減
- ・振動や騒音の低減による労働環境や港湾周辺環境の良化
- ・類似事業の誘引効果等

協定締結式



給電設備設置場所



低炭素型荷役機械の導入促進

コンテナターミナルの利用事業者が所有するRTGについて、国庫補助を活用し、低炭素型への更新を促進する。

市所有船舶の脱炭素化に向けた検討

海面清掃業務を担っている清掃船「つばき」の老朽化による、代替船の新造にあたり、脱炭素化に向けた検討調査・基本設計を実施する。



清掃船「つばき」

港湾施設における省エネルギー化

・公共港湾施設の省エネ化を推進するため、効果・費用などの調査を行った上で、太陽光パネルや自立型水素等電源の導入に向けた検討を実施する。

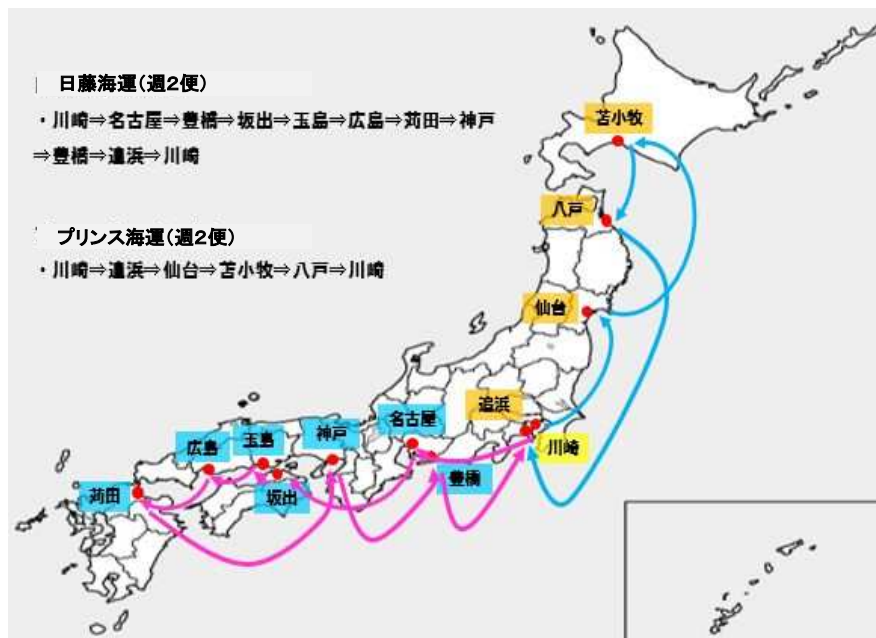
・東扇島内貿埠頭（21～23号）や幹線5号道路において、照明のLED化を実施する。

※その他の施設についても2030年度までに完了予定

内航RO-RO船による拠点港



現在、川崎港は、苫小牧港・仙台塩釜港・八戸港や、名古屋港・豊橋港・神戸港・広島港等と内航RO-RO船の定期航路で結ばれています。環境対策としてのモーダルシフトや、社会的にも課題となっているトラックドライバー不足への対応など、内航RO-RO船の果たす役割は大きく、川崎港は、東西内航船の拠点港としての役割を果たしていきます。



【RO-RO船荷捌きの様子】



日藤海運株式会社



【日侑丸 NICHYU-MARU】

竣工年月：2019年1月 全幅：25.00m
総トン数：10,083t 速力：20.7ノット
全長：159.90m 馬力：14,330 PS
積貨能力：乗用車900台、トレーラー52両



【日昇丸 NISSHO-MARU】

竣工年月：2019年1月 全幅：25.00m
総トン数：10,109t 速力：20.7ノット
全長：159.90m 馬力：14,330 PS
積貨能力：乗用車900台、トレーラー52両

【主な貨物】 完成自動車

プリンス海運株式会社



【玄武 GENBU】

竣工年月：2017年1月 総トン数：7,971 t
全長：149.00m 馬力：11,040 KW
全幅：23.80m 速力：20.5ノット
積貨能力：商品車600台 トレーラーシャーシ50本



【神明丸 SHINMEIMARU】

竣工年月：2000年12月 総トン数：13,091 t
全長：160.56m 馬力：15,886 KW
全幅：26.60m 速力：21.0ノット
積貨能力：商品車500台、トレーラーシャーシ60本

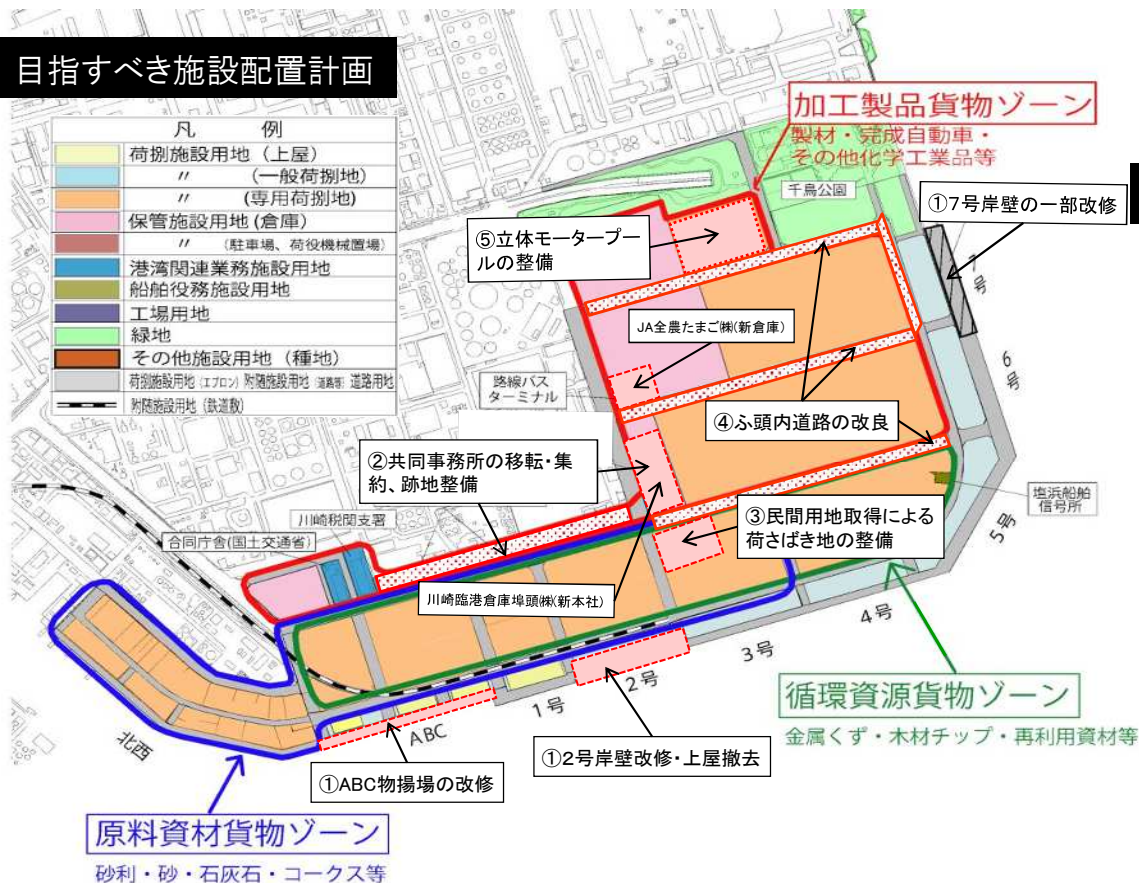
【主な貨物】 完成自動車 中古の建設機械 飲料 鉄管 製紙

千鳥町再整備計画



千鳥町地区の公共埠頭は、大部分の施設が建設後約50年が経過しており、施設の老朽化や取扱貨物の変化に伴う各施設の配置が、非効率となっているため、埠頭の再整備が求められています。このため、平成18年11月に「川崎港千鳥町再整備の基本的な考え方」、平成22年8月に「川崎港千鳥町再整備計画」を策定し、公共埠頭機能の再構築を図っています。

目指すべき施設配置計画



施設配置計画にあたっての視点

- (1) 東扇島との機能分担によるバラ貨物拠点の形成
- (2) 荷姿の同じ貨物を集約
- (3) 将来動向への対応

整備内容

- (1) 係留施設の改修
- (2) 上屋の改良
- (3) 上屋の撤去
- (4) 倉庫の再配置・高度化
- (5) 共同事務所等の高度化
- (6) 産業廃棄物処理施設用地の転換
- (7) 鉄道敷の一部撤去・改良
- (8) ふ頭内道路の改良
- (9) 荷捌地の補修
- (10) 緑地の整備
- (11) 自然エネルギーの活用
- (12) 駐車場等の整備
- (13) 岸壁の耐震化
- (14) 緑地の整備

これまでの成果

- ①2号岸壁改修・上屋撤去、7号岸壁の一部改修
- ②共同事務所の移転・集約、跡地整備
- ③民間用地取得による荷さばき地の整備
- ④ふ頭内道路の改良
- ⑤立体モータープールの整備



安心安全な港づくり(防災・減災への取組)



- 津波や高潮災害など頻発する大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の維持及び改良などの整備を進めます。
- 災害時などにおける海上を利用した緊急物資輸送に対応するため、耐震強化岸壁、川崎港海底トンネルの改修・維持管理、国の基幹的広域防災拠点の連携強化等、防災対応能力の向上を図ります。



安全安心な港づくり(危機管理に係る取組)



○災害に備えた訓練

(1)首都直下地震防災訓練(実働訓練)

東扇島東公園は、首都直下地震等が発生した場合、基幹的広域防災拠点として陸路・海路・空路を活用した緊急物資の輸送拠点となるとともに、緊急消防援助隊等の広域支援部隊の活動拠点となります。そこで、港湾局は例年、**関東地方整備局や周辺企業等と合同**で「**緊急物資輸送**」や「**帰宅困難者輸送**」等の実働訓練を実施し、防災対応能力の向上とさらなる連携強化を図っております。



緊急支援物資海上輸送訓練の様子



航路啓開訓練の様子

航路啓開



人命救助訓練の様子



ヘリコプター
夜間離着陸訓練
の様子



帰宅困難者輸送訓練の様子



液状化応急復旧訓練
の様子

○自然事象、外来生物、感染症への取組

(2)自然事象(軽石)への対応

令和3年8月に発生した海底火山「**福德岡ノ場**」の噴火に由来するとみられる軽石の漂流・漂着により各港の船舶航行が困難となるなど、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じました。川崎港周辺では軽石の漂着は確認されていないものの、国、保安部、近隣港湾等と連携して情報共有及び東京湾内に軽石を侵入させないため、オイルフェンスの準備などの対策を図っております。



オイルフェンスの点検

(3)外来生物対策

特定外来生物に指定されているアリ、カミアリ等への対策として、コンテナミル及びその周辺での定期的な調査、港湾事業者への情報提供等を行っております。また、強い毒を持つヒアリ類を想定し、国が事業所への立入等の権限を強化する法改正を進めていることから、国、本市関係局とも連携し外来生物の拡散を防ぐための取組を一層進めてまいります。



ヒアリ

(4)川崎港における新型コロナウイルス感染症対策

- ◇マスクの着用・手洗い・消毒及び3密の回避など基本的な対策の周知徹底
- ◇外国船舶が出入りする公共国際埠頭のゲートやコンテナミル内の消毒液の設置
- ◇コンテナミル作業員詰め所への増設
- ◇窓口における飛沫感染防止用アクリル板の設置
- ◇国や港湾関係事業者との連携による、感染症関連情報の収集及び速やかな情報共有



ソーシャルディスタンス
の確保



飛沫感染防止用
アクリル板設置

安心安全な港づくり(川崎港の保安対策)



1 港湾における保安対策

米国同時多発テロ(2001年)を契機に改正されたSOLAS条約(海上人命安全条約)を受け、これに対応した「国際船舶・港湾保安法」が成立した。同法に規定する国と埠頭保安管理者の役割分担に基づき、次の港湾保安対策をそれぞれ実施する。

国が行う保安対策

- ・埠頭保安規定の承認
- ・IMO(国際海事機関)への通知
- ・立入検査
- ・変更命令、改善勧告、是正命令
- ・保安情報の提供

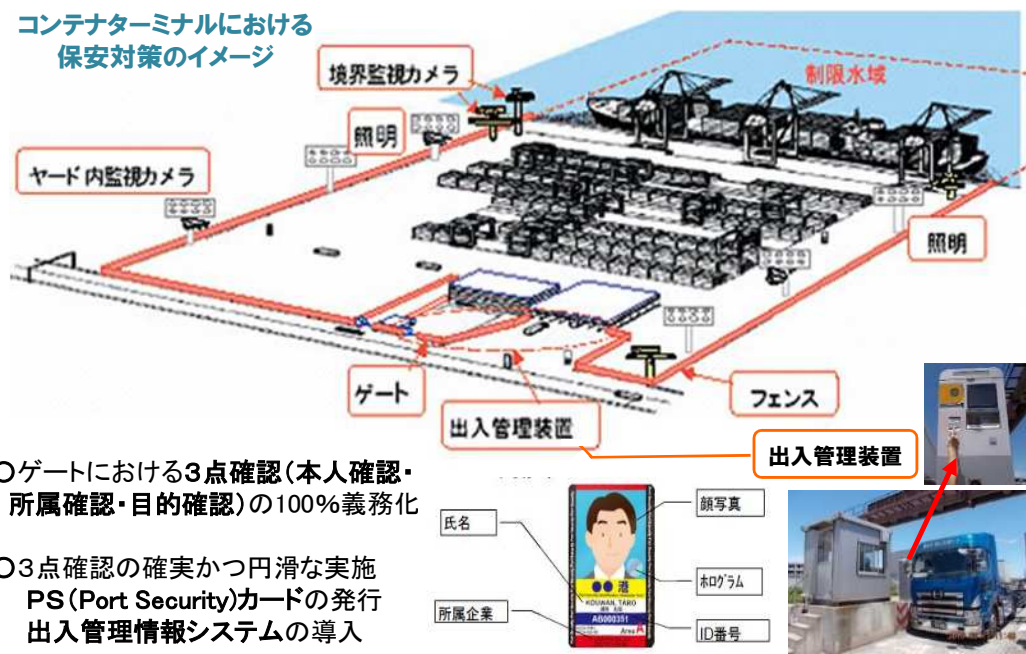
協働

埠頭保安管理者が行う保安対策

- ・制限区域の設定・管理
制限区域の設定、フェンス、ゲート等の設置等
- ・制限区域の監視
監視カメラ・照明の設置、警備員の配置等により国際埠頭施設の内外を監視
- ・貨物の管理
制限区域内での貨物等の点検等
- ・保安訓練
関係者との情報伝達訓練、危害シナリオに基づく対応訓練等
- ・ゲートにおける出入管理
本人・所属確認や立入の必要性の確認・不正な物品等の持ち込みの防止

川崎港公共ふ頭の制限区域：東扇島外貿ふ頭・コンテナターミナル・千鳥町1～7号

コンテナターミナルにおける保安対策のイメージ



2 港内巡視・安全確保

(1) 港内巡視

午前・午後1回ずつ。月～金は3隻、土は1隻が港内巡視



(2) 視察運航

川崎港の視察対応、ポートセールスなど

(3) その他

ア 港湾関連調査、イ 油流出対応、ウ 災害発生・海難事故対応 など

3 海面清掃

(1) 海面清掃事業

川崎清港会に委託し、土日祝日等を除く平日、本市が無償貸与した清掃船で海面に浮遊する木片やじんかい等の回収等を行う。

(2) 公益社団法人川崎清港会

ア 沿革 S24年.5月(財)横浜川崎清港会設立
S39年12月(社)川崎清港会設立
H25年4月 公益社団法人化

イ 会員 川崎港立地企業等 151団体

(3) 環境配慮型の清掃船の建造

老朽化した「つばき」に代わる清掃船の建造にあたり、環境配慮型船舶の導入検討及び基本設計等を行う。



東扇島環境改善対策事業



■近年、東扇島へ進出する企業が増えたことや、コンテナ取扱量の増加に伴って、島内に流入する車両も多くなりました。それに合わせるかのように路上駐車された車両(荷待ちトラックや通勤車両等)や投棄されるゴミも顕著になってきました。令和3年度から美化対策と路上駐車対策の更なる強化を図るため、「川崎港放置自動車等対策連絡協議会」を新たに「川崎港環境改善対策協議会」と改組し、環境改善に官民協働で取り組んでまいります。

これまでの取組の成果と課題

1 放置車両対策

成果

①港湾道路の「台切りシャーシ」は**ほぼ皆無**

②ナンバー無車両(商品車)は**大幅に減少**

- ⇒立地企業と連名の警告文の貼付や、バリケード設置を行い、一定の成果
- ・監視指導員を配置・対策を強化

ナンバー無車両台数



課題

- ◆荷待ちトラック・ナンバー有車両(通勤車両等)への対策
- ⇒4車線のうち3車線が通行できない状態も発生

2 ゴミの不法投棄対策

成果



課題

- ◆神奈川県トラック協会や立地企業、関係者に対して美化の周知活動を実施しているものの県外ナンバーの車も多くみられ周知が不足していると思われる。これまでの周知活動に加えて更なる**周知活動を拡大**し、ドライバーに対するマナー向上の意識づけを行っていく必要がある。
- ◆粗大ごみの不法投棄監視やドライバーに対する**ポイ捨て抑止の継続的な周知**が必要である。

令和4年度の重点的取組方針

①「台切りシャーシ」及びナンバー無車両への対策の継続

②荷待ちトラック・ナンバー有車両(通勤車両等)への対策の強化

ア)立地企業や関係団体を通じて、**荷待ちトラック待機所の積極的な活用**を促す。

***R3年度より立地企業個別訪問を実施中**

イ)立地企業の搬出入の妨げとならない範囲で、**ハード対策を検討し順次着手**する。

ウ)悪質な事例については、関係機関へ**積極的に通報**する。

(ハード対策前の様子)



(ハード対策後の様子)



①官民合同の一斉清掃を充実、監視パトロールの継続実施

ア)自主的に清掃活動していくように**立地企業へ呼びかけ**を行う。

官民合同の一斉清掃



監視パトロール



ポイ捨ての防止を呼びかけるキャンペーン



②立地企業、関係機関、関係団体と連携し、美化活動の一層の啓発

ア)**全国トラック協会等を通じた周知活動**を展開していく。

③監視カメラ画像データの確認

ア)不法投棄等悪質な行為を発見した場合**所轄警察署と連携**していく。

イ)ホームページへ画像データを掲載し、不法投棄の抑止を図る。



ポイ捨てを監視カメラが捉えた画像
(東扇島島内監視カメラ45台設置)

市民に親しまれる港づくり ～川崎港の魅力向上に向けた取組～



目的

川崎港の魅力創出による市民認知度向上・市民の港湾に対するポジティブイメージの形成や理解の促進を図り、これからの川崎港の持続的な発展につなげます。

新型コロナ対策を施したイベントや多様な取組

○川崎港開港70周年記念川崎みなと祭り

→感染症対策を徹底し、【日時】【場所】を分散して複数回開催

- ・川崎港に興味・関心を持ってもらう川崎港プロモーション動画の制作
- ・川崎港初、市内小学生向け川崎ギガスクール用デジタル副読本の製作



分散開催した川崎みなと祭り



川崎港プロモーション動画



小学生向けデジタル副読本

港湾空間を活用した実験的取組

○東扇島西公園におけるモデル事業【釣り＆ＢＢＱ】

→民間のノウハウを導入した新たな公園の利活用を試験的に実施

○東扇島防災浮桟橋の平常時活用

→親子工場夜景クルーズ等の実施による川崎港の魅力の再発見



モデル事業（釣り＆ＢＢＱ）



浮桟橋等港湾空間の活用



民間事業者と連携した新たな魅力創出

○日本ビーチ文化振興協会との協定締結

→かわさきの浜を活用した賑わい創出と魅力の発信に向けた協力体制の構築

○川崎港の振興に向けた新規事業者への支援

→新規事業者による東公園【潮入りの池】における初の生き物観察会をサポート



ビーチクリーン



川崎ビーチバレーinかわさきの浜



生き物観察会

スポーツを通じた川崎マリエンの利用促進・指定管理者との連携

○NTCの活動によるビーチバレーボールのＰＲ

→パリオリンピックに向けたトップ選手の強化支援、地域連携の推進

○各種スポーツ教室やビーチバレーボール大会の開催

→テニス・バドミントン教室、ビーチバレー川崎市長杯等の開催



ナショナルトレーニングセンター（NTC）となっている川崎マリエンをビーチバレーの聖地に

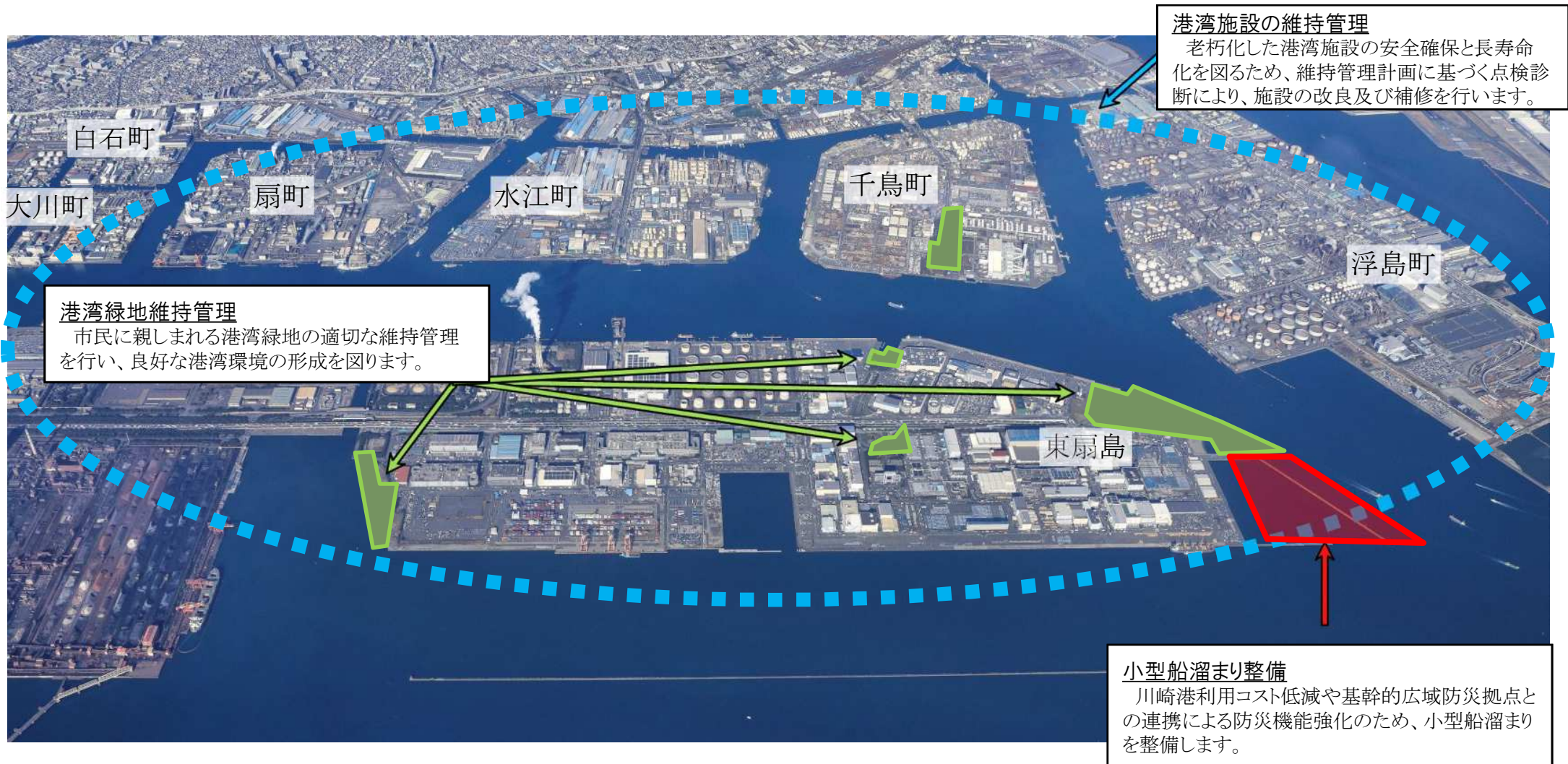


今までの取組みの効果

- 教育委員会と連携した取組みにより子どもに向けた港湾に対する興味・関心の向上が図れた。
- 港湾空間を活用したモデル事業等の実施により緑地等の柔軟な利活用に向けた課題抽出、今後に向けた解決の方向性を整理した。
- 新規賑わい創出事業者との協力体制を築き、民間ノウハウを活用した新たな魅力創出が図れた。

今後の取組み

- 川崎港の魅力向上に資する新規民間事業者の継続的な発掘と連携
- 次世代を担う子どもをターゲットとした港湾への理解の醸成と興味・関心の向上



令和4年度の主な事業及び予算



【令和4年度港湾局予算額及び財源内訳】

一般会計 11,431,050千円(対前年度比:△7.4%)(特定財源10,938,318千円、一般財源492,732千円)
港湾整備事業特別会計 4,888,201千円(対前年度比:＋27.3%)(特定財源 4,888,201千円)

- 1 コンテナターミナルの利用促進・活性化
(1) 予算額 1,654,427千円
(2) 概要 コンテナ関連施設(バンプール・シャーシプール)の整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度の実施等
- 2 港湾施設の整備・維持管理
(1) 予算額 1,856,844千円
(2) 概要 施設の改良及び補修工事の実施
東扇島小型船溜まり防波堤の整備
港湾施設照明のLED化等
- 3 川崎港海底トンネルの改修・維持管理
(1) 予算額 289,617千円
(2) 概要 トンネル付帯設備の改修等
- 4 臨港道路東扇島水江町線整備の推進
(1) 予算額 6,109,571千円
(2) 概要 国の直轄事業による臨港道路東扇島水江町線の整備、関係道路の改良工事の実施等
- 5 東扇島堀込部土地造成事業の推進
(1) 予算額 1,883,549千円
(2) 概要 海面埋立に必要な護岸整備等
- 6 カーボンニュートラル化の推進
(1) 予算額 15,000千円
(2) 概要 港湾施設における太陽光パネルや自立型水素等電源などの導入に向けた検討等
- 7 ポートセールス事業等の推進
(1) 予算額 11,957千円
(2) 概要 新規航路開設や既存航路の安定化に向けたポートセールスの推進等
- 8 港湾・海岸の防災・減災対策の推進
(1) 予算額 65,427千円
(2) 概要 海岸保全施設の改良等
- 9 魅力ある緑地・親水空間の形成
(1) 予算額 457,261千円
(2) 概要 東扇島の環境美化及び交通環境の改善に向けた取組の推進
東扇島東公園、川崎マリエン及びビーチバレーコート等の維持管理
港湾緑地等の施設や港湾空間を活用したイベント開催など新たな賑わい創出に向けた取組等
- 10 浮島2期地区埋立事業の推進
(1) 予算額 1,393,052千円
(2) 概要 浮島2期廃棄物処分場の埋立護岸の維持管理及び埋立作業等
- 11 保安対策の推進
(1) 予算額 459,893千円
(2) 概要 港内巡視や保安警備、港内環境の保全
老朽化した海面清掃船の更新にあたり、環境に配慮した船舶の導入検討及び基本設計の実施